

ID: 49

担当部署: 建設部 建築住宅課

処分の概要	道の位置の指定		
法令名 根拠条項	建築基準法 第42条第1項第5号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【基準】	<p>法第42条第1項第5号の規定による。 (道路の定義)</p> <p>第42条</p> <p>(5) 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの</p> <p>政令第144条の4 (道に関する基準)</p> <p>第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路（法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。）とすることができる。</p> <p>イ 延長(既存の幅員6メートル未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35メートル以下の場合</p> <p>ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合</p> <p>ハ 延長が35メートルを超える場合で、終端及び区間35メートル以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合</p> <p>ニ 幅員が6メートル以上の場合</p> <p>ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合</p> <p>(2) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が百二十度以上の場合を除く。）は、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートルの2等辺三角形の部分の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>(3) 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。</p> <p>(4) 縦断勾配が12パーセント以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。</p> <p>(5) 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠きよその他の施設を設けたものであること。</p> <p>2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。</p> <p>長門市道路位置指定事務処理要領 及び長門市における道路位置指定の取扱要綱</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成27年4月1日	最終変更年月日	平成30年9月25日